

(中間案)

宮津市人権教育・啓発推進計画 (第3次)

概要版

第1章 計画策定の趣旨と背景

■ 計画策定の趣旨

日本国憲法は、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と謳っています。人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利です。

この権利を保障するため、宮津市においても、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いによる不当な差別の発生等の人権侵害の根絶に向けた取り組みを推進し、人権尊重が日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚豊かな地域社会を実現していかなければなりません。

こうしたことから、これまでの成果や課題を踏まえて、宮津市における人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本指針となる「宮津市人権教育・啓発推進計画(第3次)」を新たに策定するものです。

■ 国際的な人権尊重の流れ

国際連合(以下「国連」という。)では、1948年(昭和23年)12月10日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994年(平成6年)の国連総会で決議された「人権教育のための国連10年」(1995(平成7年)から2004年(平成16年)まで)の取り組みにより、人権教育推進の方向がつけられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取り組みが推進されてきました。

このように、21世紀を「人権の世紀」とするための取り組みが継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人権や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

■ 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965 年(昭和 40 年)の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969 年(昭和 44 年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3つの特別法に基づき、2002 年(平成 14 年)3月までの 33 年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、高齢者、障害のある人等さまざまな人権問題についても、男女共同参画社会、ノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念のもとに、1993 年(平成 5 年)に障害者基本法が、1995 年(平成 7 年)に高齢社会対策基本法が、1999 年(平成 11 年)に男女共同参画社会基本法が施行され、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

こうした中で、1995 年(平成 7 年)12 月に「人権教育のための国連 10 年」の取り組みを推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997 年(平成 9 年)7 月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996 年(平成 8 年)12 月には、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999 年(平成 11 年)7 月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001 年(平成 13 年)5 月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、人権教育・啓発推進法において、国の責務とともに、第 5 条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき 2002 年(平成 14 年)3 月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」などが整備されるとともに、2016 年(平成 28 年)4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)」が施行されるなど、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、京都府においては「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針として、「京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、さまざまな取り組みを推進しています。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています

■ 宮津市の人権教育・啓発に係る取り組みと課題

宮津市では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、2001年(平成13年)に「人権教育のための国連10年宮津市行動計画」を、また、人権教育・啓発推進法に基づき「宮津市人権教育・啓発計画(第1次:2006(平成18)～2015(平成27)年度)」及び「宮津市人権教育・啓発計画(第2次:2016年(平成28)～2025(令和7)年度)」を策定し、「人権市民のつどい」や「人権問題研修会」の開催、広報誌等における啓発記事の連載などの取り組みを積極的に推進してきました。

また、「宮津市男女共同参画基本計画－新ウインドプラン 21－」「宮津市いじめ防止基本方針」「第3期宮津市子ども・子育て支援事業計画」「第10次宮津市高齢者保健福祉計画・第9期宮津市介護保険事業計画」及び「宮津市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」などにおいて、人権課題への対応方針を定め、個別の取り組みを推進しています。

しかしながら、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が結婚の問題を中心に依然として存在していることがうかがえるとともに、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢の刻々と変化する中で、人々の意識の変化も相まって、インターネットを介しての違法・有害情報の流布など、新たな問題が顕在化し、人権問題はまさに多様化、複雑化しています。

第2章 計画の基本的な考え方

■ 計画の位置づけ

この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、宮津市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

宮津市人権教育・啓発推進計画(第2次)策定以降、国際化、情報化、少子高齢化等の社会経済情勢が大きく変化し、人権課題が複雑化するとともに、社会における人権意識の高まりにより顕在化した人権課題も存在しています。

こうした中、宮津市人権教育・啓発推進計画(第2次)で策定した人権教育・啓発における基本理念や推進方策を基礎にしつつ、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、「宮津市人権教育・啓発推進計画(第3次)」を新たに策定するものです。

なお、施策の推進に当たっては、「京都府人権教育・啓発推進計画」と連携しながら「第7次宮津市総合計画」を最上位計画として、「宮津市男女共同参画基本計画」や「宮津市地域福祉計画」「宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画」など各種分野の計画と合わせて実施します。

また、令和8年度から第7次宮津市総合計画において、将来構想に「多様性の尊重」の視点を加えるとともに、「宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例」を制定し、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりを推進します。

■ 計画の目標

「人権という普遍的文化の構築～人権感覚の豊かな地域社会の創出～」

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重される社会
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できる社会
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合う社会

■ 計画の期間

この計画の計画期間は、2026 年(令和8年)4月から 2031 年(令和 13 年)3月までとします。

なお、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第3章 人権問題の現状・課題と取り組みの方向

■ 人権問題ごとの人権教育・啓発の推進

項 目	現状・課題と取り組みの方向
同和問題 (部落差別)	同和地区における、生活環境の改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取り組みを進めてきましたが、同和地区への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれています。 今後とも同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みをさらに進めていくことが重要です。 【取り組みの方向】 人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進／ 一般施策の的確な運用／杉末会館の活用による取り組みの推進
女性	性別による固定的な役割分担等を背景とした無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)や、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。 男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮することで、喜びと責任をともに分かち合うため、男女共同参画及び女性活躍の推進に関する施策等を引き続き実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。 【取り組みの方向】 男女共同参画及び女性活躍施策の推進／女性に対するあらゆる暴力の根絶・相談・支援／ハラスメント対策

項 目	現状・課題と取り組みの方向
子ども	近年、急速に進行する少子化や人口減少により、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちににくい状況が生まれています。 また、核家族化や共働き世帯の増加による家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、支えていくという意識も薄れてきています。 インターネット上の有害情報の氾濫や、児童生徒に対する性暴力等、子どもにかかわる犯罪の増加、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たず、また、子どもの人権を取り巻く環境は厳しい状況にあります。 子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける環境を整備することが必要です。 【取り組みの方向】 子どもたちが健やかに育つまちづくり／児童虐待対策の充実／いじめ、暴力行為、体罰等への対策／不登校の子どもへの支援／子どもへの性暴力防止に向けた対策／啓発等の推進
高齢者	介護を必要とする高齢者の割合は、2025 年(令和7年)3月末で 26.4%となっていますが、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、人権が侵害される問題が懸念されるところです。 一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。 高齢者が尊厳を保ちながら、すべての高齢者が、生きがいを持って自分らしく、住み慣れた地域で暮らせる環境をつくっていくことが求められています。 【取り組みの方向】 宮津市高齢者保健福祉計画・宮津市介護保険事業計画に基づく施策の推進／権利擁護／介護者支援／社会参加／福祉のまちづくり
障害のある人	障害の有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対しての誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。 地域における障害のある人の社会参加の確保など、地域で共生社会を実現していくことや障害のある人を個人として尊重する社会のあり方が強く求められるようになっていきます。 【取り組みの方向】 宮津市障害者計画・障害福祉計画に基づく施策の推進／権利擁護／社会参加／福祉のまちづくり／正しい知識の普及・啓発
外国人	新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言語、宗教、生活習慣等への理解不足から生じる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。 また、特定の国籍等の外国人を排除する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにもつながりかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。 【取り組みの方向】 秩序ある多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進／外国人市民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援

項 目	現状・課題と取り組みの方向
性的マイノリティ	性的指向及び性自認における性的マイノリティ(LGBTQ+)に対し、無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることがあります。 多様な性に対する市民の理解を深め、性的マイノリティの方、性的マジョリティの方にかかわらず、誰もがお互いの人権や尊厳を大切にすることによって、生き生きとした人生を享受できるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。 【取り組みの方向】 誰もが活躍できる多様性のまちづくりの取り組みと啓発の推進
インターネット社会における人権	インターネットは、私たちの生活に密着したものとなっていますが、一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。 個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシーの向上を図り、市民が加害者にも被害者にもならないよう、教育・啓発を推進します。 【取り組みの方向】 教育・啓発の推進／悪質な情報発信への対応等
さまざまな人権問題	・ハンセン病 ・エイズ(AIDS、後天性免疫不全症候群) ・難病 ・犯罪被害者等 ・ホームレス ・刑を終えて出所した人 ・アイヌの人々、婚外子、識字問題 ・北朝鮮当局による拉致問題等 ・自己責任論と人権

■ 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

項 目	現状・課題と取り組みの方向
個人情報の保護	情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。 個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。 【取り組みの方向】 適正な取扱い／身元調査の防止

第4章 人権教育・啓発の推進に関する施策

宮津市においては、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進することとしています。

その手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、第3章で掲げた具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらした取り組みを進めるとともに、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、広報誌みやづや宮津市SNSなどを活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点からとらえることなどにより、人権教育・啓発に取り組めます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように配慮しながら取り組みを進めます。

- 1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
- 2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進
- 3 指導者の養成
- 4 人権教育・啓発資料等の整備
- 5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施
- 6 京都府、近隣市町村及び関係団体等との連携

第5章 人権教育・啓発の推進に関する視点

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の点に留意して推進します。

1 一人ひとりを大切に、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取り組みを推進します。

また、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いにより不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にしたい取り組みを推進します。

2 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

3 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

また、これまではぐくまれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

第6章 計画の推進体制・施策の点検

「宮津市人権教育・啓発推進本部」を設置し、総合的にこの計画を推進します。

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

また、関係団体、企業、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情に応じた自主的、積極的な取り組みの展開を期待しつつ、行政と各実施主体が協働して推進する体制の構築を目指すとともに、広域的な啓発推進の立場から京都府や近隣市町村と連携を図ります。

この計画の進捗状況については、適宜、外部の有識者により構成する宮津市人権教育・啓発推進検討委員会からの意見を聴取し、施策の改善等に努めます。

宮津市人権教育・啓発推進計画（第3次）

目標

「人権という普遍的文化の構築～人権感覚の豊かな地域社会の創出～」

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重される社会
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できる社会
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合う社会

施策

人権課題ごとの人権教育・啓発の推進

- 同和問題（部落差別）
- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障害のある人
- 外国人
- 性的マイノリティ
- インターネット社会における人権
- さまざまな人権問題

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校/保育所（園）・幼稚園・認定こども園/
企業・職場/地域社会/家庭

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員/医療関係者/
保健・福祉関係者/消防職員/市職員/
メディア関係者等

人権教育・啓発の推進に関する視点

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 生涯学習としての人権教育・啓発
- ③ 自分ごととして考える人権教育・啓発

京都府、近隣市町村
及び関係団体等との連携

指導者の養成

効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発資料等の整備

施策の推進：宮津市人権教育・啓発推進本部

評価・施策の点検：宮津市人権教育・啓発推進検討委員会

宮津市人権教育・啓発推進計画（第3次）概要版 2026年（令和8年）3月
宮津市市民環境部市民環境課人権啓発係
〒626-0008 京都府宮津市字万年 1100（杉末会館内）
電話：0772-22-4622 FAX：0772-25-1691
Email：jinken@city.miyazu.kyoto.jp

(中間案)

宮津市人権教育・啓発推進計画
(第3次)

2026 年(令和 8 年) 3 月

宮 津 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨と背景	1
1 計画策定の趣旨	1
2 国際的な人権尊重の流れ	1
3 国内の動向	2
4 宮津市の人権教育・啓発に係る取り組みと課題	5
第2章 計画の基本的な考え方	7
1 計画の位置づけ	7
2 計画の目標	8
3 計画の期間	9
第3章 人権問題の現状・課題と取り組みの方向	10
1 同和問題（部落差別）	11
2 女性	14
3 子ども	15
4 高齢者	18
5 障害のある人	20
6 外国人	22
7 性的マイノリティ	24
8 インターネット社会における人権	25
9 さまざまな人権問題	26
（1）ハンセン病	26
（2）エイズ（A I D S、後天性免疫不全症候群）	27
（3）難病	27
（4）犯罪被害者等	28
（5）ホームレス	28
（6）刑を終えて出所した人	29
（7）アイヌの人々、婚外子、識字問題	29

(8) 北朝鮮当局による拉致問題等	29
(9) 自己責任論と人権	30
10 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題	31
(1) 個人情報の保護	31
 第4章 人権教育・啓発の推進に関する施策	33
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	33
(1) 学校	33
(2) 保育所(園)・幼稚園・認定こども園	35
(3) 企業・職場	36
(4) 地域社会	37
(5) 家庭	38
2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	40
(1) 教職員・社会教育関係職員	40
(2) 医療関係者	41
(3) 保健福祉関係者	42
(4) 消防職員	42
(5) 市職員	43
(6) メディア関係者等	43
3 指導者の養成	44
4 人権教育・啓発資料等の整備	44
5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	45
6 京都府、近隣市町村及び関係団体等との連携	45
 第5章 人権教育・啓発の推進に関する視点	46
 第6章 計画の推進体制・施策の点検	47

宮津市人権教育・啓発推進計画（第3次）

目標

「人権という普遍的文化の構築～人権感覚の豊かな地域社会の創出～」

- 一人ひとりの生命と尊厳が守られ、個人として等しく尊重される社会
- 一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できる社会
- 一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、お互いを尊重し、つながり支え合う社会

施策

人権課題ごとの人権教育・啓発の推進

- 同和問題（部落差別）
- 女性
- 子ども
- 高齢者
- 障害のある人
- 外国人
- 性的マイノリティ
- インターネット社会における人権
- さまざまな人権問題

社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

人権教育・啓発の推進に関する施策

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

学校/保育所（園）・幼稚園・認定こども園/
企業・職場/地域社会/家庭

人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

教職員・社会教育関係職員/医療関係者/
保健・福祉関係者/消防職員/市職員/
メディア関係者等

京都府、近隣市町村
及び関係団体等との連携

人権教育・啓発の推進に関する視点

- ① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発
- ② 生涯学習としての人権教育・啓発
- ③ 自分のこととして考える人権教育・啓発

指導者の養成

効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発資料等の整備

施策の推進：宮津市人権教育・啓発推進本部

評価・施策の点検：宮津市人権教育・啓発推進検討委員会

第 1 章 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、第 11 条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と謳っています。人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利です。

この権利を保障するため、宮津市においても、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いによる不当な差別の発生等の人権侵害の根絶に向けた取り組みを推進し、人権尊重が日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚豊かな地域社会を実現していかなければなりません。

こうしたことから、これまでの成果や課題を踏まえて、宮津市における人権教育・啓発に関する施策を、引き続き総合的かつ計画的に進めるため、その基本指針となる「宮津市人権教育・啓発推進計画（第 3 次）」を新たに策定するものです。

2 国際的な人権尊重の流れ

国際連合（以下「国連」という。）では、1948 年(昭和 23 年)12 月 10 日、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする「世界人権宣言」が採択されました。

その後、国連では、世界人権宣言を具体化するため、「国際人権規約」や「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(人種差別撤廃条約)」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

人権教育の推進については、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1994 年(平成 6 年)の国連総会で決議された「人権教育のための国連 10 年」(1995(平成 7 年)から 2004 年(平成 16 年)まで)の取り組みにより、

人権教育推進の方向がつくられ、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取り組みが推進されてきました。

このように、21 世紀を「人権の世紀」とするための取り組みが継続的に推進されてきましたが、現在においてもなお、世界の各地で、人権や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって戦争や迫害、差別などが生じ、人権を侵害され、生命の危険にさらされている人々もいるという現状があります。

■国連の主な取り組み

1948 年（昭和 23 年）	・世界人権宣言採択
1994 年（平成 6 年）	・人権問題を総合的に調整する国連人権高等弁務官設置 ・人権教育のための国連 10 年決議
2005 年（平成 17 年）	・人権教育のための世界計画（初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第 1 フェーズ行動計画）
2006 年（平成 18 年）	・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）
2010 年（平成 22 年）	・人権教育のための世界計画（高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第 2 フェーズ行動計画）
2011 年（平成 23 年）	・ビジネスと人権に関する指導原則を承認 ・人権教育及び研修に関する国連宣言採択
2015 年（平成 27 年）	・持続可能な開発目標（SDGs）採択（「地球上の誰一人として取り残さない」ことを理念とし、人類、地球及びそれらの繁栄のために設定された行動計画） ・人権教育のための世界計画（ジャーナリストやメディア関係者に焦点を当てた第 3 フェーズ行動計画）
2020 年（令和 2 年）	・人権教育のための世界計画（青少年のための人権教育に焦点を当てた第 4 フェーズ行動計画）
2025 年（令和 7 年）	・人権教育のための世界計画（青年と子どもの人権教育に焦点を当てた第 5 フェーズ行動計画）

3 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際識字年」など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されて

きました。

特に、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965 年(昭和 40 年)の同和対策審議会の答申に基づいて、その解決に向け、1969 年(昭和 44 年)の「同和対策事業特別措置法」施行以来、3 つの特別法に基づき、2002 年(平成 14 年)3 月までの 33 年間にわたって、特別法による対策事業が実施されてきました。

また、女性、高齢者、障害のある人等さまざまな人権問題についても、男女共同参画社会、ノーマライゼーションあるいは共生社会の実現などの理念のもとに、1993 年(平成 5 年)に障害者基本法が、1995 年(平成 7 年)に高齢社会対策基本法が、1999 年(平成 11 年)に男女共同参画社会基本法が施行され、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

こうした中で、1995 年(平成 7 年)12 月に「人権教育のための国連 10 年」の取り組みを推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする推進本部が設置され、1997 年(平成 9 年)7 月には、国内行動計画が策定されました。

また、1996 年(平成 8 年)12 月には、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律(人権擁護施策推進法)」が制定され、「人権尊重の理念を深めるための教育・啓発」及び「人権侵害の被害者救済に関する施策の推進」を国の責務として位置付け、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999 年(平成 11 年)7 月に「人権教育・啓発の基本的事項」について、2001 年(平成 13 年)5 月に「人権が侵害された場合における救済制度の在り方」について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、人権教育・啓発推進法において、国の責務とともに、第 5 条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されています。

その後、同法に基づき 2002 年(平成 14 年)3 月に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画(以下「基本計画」という。)」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や「いじめ防止対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策法)」などが整備されるとともに、2016 年(平成 28 年)4 月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、6 月に「本邦外出

身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法）」、12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）」が施行されるなど、さまざまな人権問題にかかわる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、京都府においては「一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、だれもが自分らしく生きることのできる社会」の実現に向け、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針として、「京都府人権教育・啓発推進計画」を策定し、さまざまな取り組みを推進しています。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

■国の主な取り組み

1947 年（昭和 22 年）	・ 日本国憲法施行
1969 年（昭和 44 年）	・ 同和対策事業特別措置法施行
1986 年（昭和 61 年）	・ 男女雇用機会均等法施行
1993 年（平成 5 年）	・ 障害者基本法施行
1995 年（平成 7 年）	・ 高齢社会対策基本法施行
1997 年（平成 9 年）	・ 人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画策定
1999 年（平成 11 年）	・ 男女共同参画社会基本法施行
2000 年（平成 12 年）	・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行 （人権教育啓発推進法）
2002 年（平成 14 年）	・ 人権教育・啓発に関する基本計画
2006 年（平成 18 年）	・ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律施行 （高齢者虐待防止法）
2013 年（平成 25 年）	・ いじめ防止対策推進法
2014 年（平成 26 年）	・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律
2016 年（平成 28 年）	・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行 （障害者差別解消法） ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律施行 （ハイトスピーチ解消法） ・ 部落差別の解消の推進に関する法律施行 （部落差別解消法） ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 （女性活躍推進法）
2019 年（令和元年）	・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行 （アイヌ施策推進法）

2023 年（令和 5 年）	・ こども基本法施行 ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行（LGBT 理解増進法）
2024 年（令和 6 年）	・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律からこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改称・改正

■京都府の主な取り組み（2016 年～）

2016 年（平成 28 年）	・ 京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次）策定
2018 年（平成 30 年）	・ 京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン策定
2021 年（令和 3 年）	・ 京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次）改定（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うコロナ差別に対応）
2023 年（令和 5 年）	・ 世界人権宣言 75 周年京都アピール
2024 年（令和 6 年）	・ 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 5 次）策定 ・ 第 4 次京都府地域福祉支援計画 ・ 第 10 次京都府高齢者健康福祉計画 ・ 京都府障害者・障害児総合計画
2025 年（令和 7 年）	・ 京都府人権尊重の共生社会づくり条例施行

4 宮津市の人権教育・啓発に係る取り組みと課題

宮津市では、こうした国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、2001 年（平成 13 年）に「人権教育のための国連 10 年宮津市行動計画」を、また、人権教育・啓発推進法に基づき「宮津市人権教育・啓発計画（第 1 次：2006(平成 18)～2015(平成 27)年度）」及び「宮津市人権教育・啓発計画（第 2 次：2016 年（平成 28）～2025(令和 7)年度）」を策定し、「人権市民のつどい」や「人権問題研修会」の開催、広報誌等における啓発記事の連載などの取り組みを積極的に推進してきました。

また、「宮津市男女共同参画基本計画ーウインドプラン 2017ー」「宮津市いじめ防止基本方針」「第 3 期宮津市子ども・子育て支援事業計画」「第 10 次宮津市高齢者保健福祉計画・第 9 期宮津市介護保険事業計画」及び「宮津市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画」などにおいて、人権課題への対応方針を定め、個別の取り組みを推進しています。

しかしながら、同和地区出身者に対する差別意識や偏見が結婚の問題を中心に依然として存在していることがうかがえるとともに、少子高齢化や高度情報化、国際

化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢の刻々と変化する中で、人々の意識の変化も相まって、インターネットを介しての違法・有害情報の流布など、新たな問題が顕在化し、人権問題はまさに多様化、複雑化しています。

■宮津市の主な取り組み

2001 年（平成 13 年）	・ 人権教育のための国連 10 年宮津市行動計画策定
2006 年（平成 18 年）	・ 宮津市人権教育・啓発推進計画策定
2014 年（平成 26 年）	・ 宮津市いじめ防止基本方針策定
2016 年（平成 28 年）	・ 宮津市人権教育・啓発推進計画（第 2 次）策定
2017 年（平成 29 年）	・ 宮津市男女共同参画基本計画ーウインドプラン 2017ー策定
2021 年（令和 3 年）	・ 第 7 次宮津市総合計画策定 ・ いのち支える宮津市自殺対策推進計画策定 ・ 宮津市教育大綱・教育振興基本計画策定
2024 年（令和 6 年）	・ 第 2 期宮津市地域福祉計画策定 ・ 第 10 次宮津市高齢者保健福祉計画・第 9 期宮津市介護保険事業計画策定 ・ 宮津市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画策定
2025 年（令和 7 年）	・ 第 3 期宮津市子ども・子育て支援事業計画策定

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

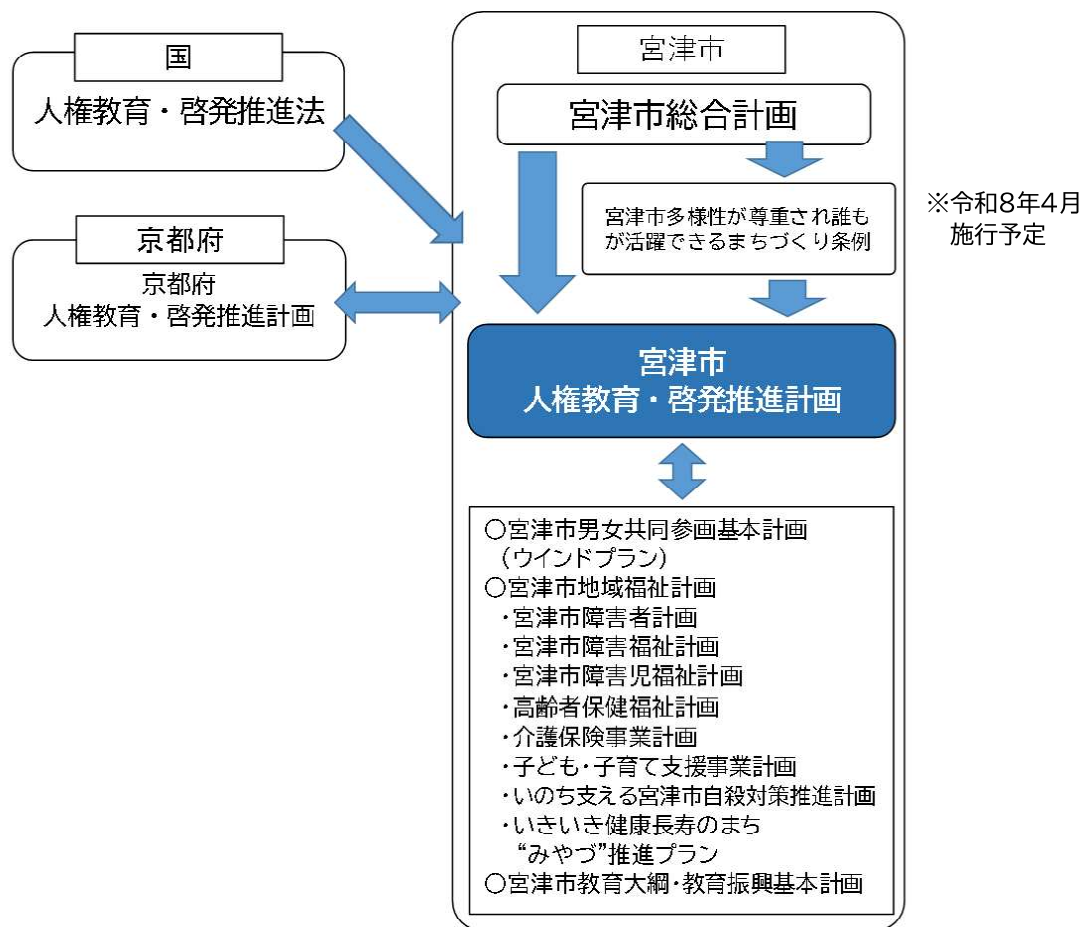
この計画は、人権教育・啓発推進法第5条に規定する地方公共団体の責務として、宮津市が実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

宮津市人権教育・啓発推進計画（第2次）策定以降、国際化、情報化、少子高齢化等の社会経済情勢が大きく変化し、人権課題が複雑化するとともに、社会における人権意識の高まりにより顕在化した人権課題も存在しています。

こうした中、宮津市人権教育・啓発推進計画（第2次）で策定した人権教育・啓発における基本理念や推進方策を基礎にしつつ、人権教育・啓発に関する施策の更なる推進を図るため、「宮津市人権教育・啓発推進計画（第3次）」を新たに策定するものです。

なお、施策の推進に当たっては、「京都府人権教育・啓発推進計画」と連携しながら「第7次宮津市総合計画」を最上位計画として、「宮津市男女共同参画基本計画」や「宮津市地域福祉計画」「宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画」など各種分野の計画と合わせて実施します。

また、令和8年度から第7次宮津市総合計画において、将来構想に「多様性の尊重」の視点を加えるとともに、「宮津市多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくり条例」を制定し、多様性が尊重され誰もが活躍できるまちづくりを推進します。



2 計画の目標

人権という普遍的文化を構築するためには、市民一人ひとりがあらゆる機会を通じて人権教育・啓発に参加し、人権文化の構築、すなわち、人権尊重が日常生活のすみずみにまで浸透することが重要です。

本市にかかわるあらゆる人々が、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いを認め合い、いかなる差別を受けることなく、人権の尊重による多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮できる社会づくりが必要です。

そのため、この計画では、現行計画の目標を継承するとともに、多様性を尊重する共生社会の実現のため、国や京都府、関係団体と一緒に、人権教育・啓発に関する施策や不当な差別の発生等の人権侵害の根絶に向けた取り組みを推進します。

「人権という普遍的文化の構築 ～人権感覚の豊かな地域社会の創出～」

一人ひとりの生命と尊厳が守られ、 個人として等しく尊重される社会

人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いにより不当に差別されることなく、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、自分と同様に他の人もまた、かけがえのない存在として尊重される社会

一人ひとりが能力を発揮し、幸福を追求できる 社会

人権とは何よりも、自己実現と幸福追求のための権利であり、一人ひとりが社会に参画し、その努力によって自らの可能性を伸ばし、将来を切り開いていくことができる社会

一人ひとりの個性の違いや多様性を認め、 お互いを尊重し、つながり支え合う社会

一人ひとりがお互いの個性や価値観の違いを認め合い、だれもがいきいきと地域で生活できる共生社会の実現のために、人と人がつながり支え合える社会

3 計画の期間

この計画の計画期間は、2026 年(令和 8 年)4 月から 2031 年(令和 13 年)3 月までとします。

なお、計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第3章 人権問題の現状・課題と取り組みの方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも人権が侵害される場合があります。具体的には、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いによる不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、少子高齢化等の社会経済情勢の著しい変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深め、自分の人権や他人の人権を守るという意識を身に付けるとともに、一人ひとりが社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動を促すことです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取り組みにより、ユニバーサルデザイン(だれもが使いやすい設計)の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関と連携を図りながら、人権教育を推進していきます。今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点からの学習と、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別

的な視点からの学習、この両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取り組みを推進している各問題に加え、さまざまな人権問題や社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題として、多様な問題を整理して記載しています。

1 同和問題（部落差別）

【現状と課題】

1965 年(昭和 40 年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

宮津市としても、同和問題の早期解決を市政の重点課題と位置付け、1969 年(昭和 44 年)「同和対策事業特別措置法」の施行以来、国や京都府と連携し、特別法による対策事業を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、さまざまな面で大きく改善されるなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況となりました。

2002 年(平成 14 年)3 月の特別法による対策事業終了後の取り組みについては、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取り組みを進めてきました。

国において 2016 年(平成 28 年)12 月に施行された部落差別の解消の推進に関する法律では、部落差別の解消に関する施策を講ずることが国及び地方公共団体の責務であり、相談体制の充実と教育及び啓発の実施を図るよう努めることが規定されており、近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にある中、課題解決に向けては、より地域のニーズを踏まえて一般施策を的確に運用した取り組みが必要となっています。

本市においては、同和地区出身者に対する差別意識や偏見の解消に向けて、人権教育・啓発を進めてきましたが、市民意識調査では、結婚にかかわる問題や、住宅購入に当たって同和地区への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件や土地調査問題、インターネットを利用した悪質な書込みなどで顕在化しているものと考えられます。

2025 年(令和 7 年)9 月に実施した人権に関する市民意識調査（以下、「今回の調査」という。）では、「同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがよい」という考え方についてどう思うかを問うと、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」という回答を合わせた肯定回答（以下、『そう思う』）の割合は 20.0%、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた否定回答（以下、『そう思わない』）の割合は 44.0%と、いわゆる「寝た子を起こすな」という考え方を否定する回答のほうが多くなっています。しかし、判断を保留する回答といえる「どちらともいえない」の割合が 34.3%あり、「寝た子を起こすな」という考え方を否定する回答にしても過半数に達していません。今後とも同和問題に関する教育や啓発の意義を市民に伝えていく啓発が重要です。

また、今回の調査では、「同和地区住民は、現在でも生活のさまざまな面で優遇されている」という意見に対して、『そう思う』31.1%、『そう思わない』21.1%、「どちらともいえない」45.0%という回答結果でした。同和対策事業は 2002 年に終了しているにもかかわらず、現在でも同和地区住民が優遇されていると考える市民の割合が 3 割ほどあり、判断を保留する回答が半数近くにのぼります。同和行政の現状についての啓発が重要といえます。

こうしたことから、今後とも同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取り組みをさらに進めていくことが重要です。

【取り組みの方向】

（人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進）

同和問題の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、同和問題に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

（一般施策の的確な運用）

今後とも、地域改善対策協議会の意見具申(1996 年(平成8年))が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題などさまざまな人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、一般施策を的確に運用して取り組みを進めます。

（杉末会館の活用による取り組みの推進）

同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担い、社会福祉施設として位置付けられている隣保館である杉末会館が、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、幅広く活用されることが重要です。

杉末会館において実施される生活上の各種相談事業等を通じて、ニーズを的確に把握し、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取り組みを推進します。

また、杉末会館や公民館等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫した取り組みを推進していきます。

2 女性

【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）や、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、職場におけるセクシュアル・ハラスメントなど、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数は、2024年（令和6年）の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は146か国中118位であり、諸外国と比べて低い結果となっています。

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2023年（令和5年）の京都府の調査では、29.5%（男性25.7%、女性34.1%）もの人が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答されていますが、宮津市におけるドメスティック・バイオレンス（DV）相談件数は減少傾向にあります。

今回の調査で、「女の子の場合」と「男の子の場合」それぞれについて、どの程度の教育を受けさせたいかを問うと、「大学・大学院」は「女の子の場合」は60.7%、「男の子の場合」は72.2%と、11.5ポイントの差がみられました。女子よりも男子に高い学歴をつけさせたいという考えは、女性の将来の選択肢を狭めることになり、女性の多様な生き方の実現を阻む要因となりえます。前回調査（2020年）に比べて男女の格差はやや縮小しているとはいえ、教育・啓発の課題は大きいといえます。

【取り組みの方向】

（男女共同参画及び女性活躍施策の推進）

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することで、喜びと責任をともに分かち合うため、男女共同参画及び女性活躍の推進に関する施策を引き続き実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

(女性に対するあらゆる暴力の根絶・相談・支援)

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その根絶に向けて、関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援に取り組みます。交際中の男女の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進します。

また、ストーカー行為(つきまとい等を反復してすること)やリベンジポルノ(元交際相手等への嫌がらせ)等の根絶に向けて、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケア等の適切な支援に努めます。

性暴力被害者に対しては、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害直後から総合的な支援を提供し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

DVやストーカー等の加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどに取り組みます。

また、令和6年度から設置しています宮津市こども家庭センターにおいて、妊産婦や出産後の女性への相談・支援を行います。

(ハラスメント対策)

市内企業に対してセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメントなどの啓発を行うとともに、関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。

3 子ども

【現状と課題】

近年、急速に進行する少子化や人口減少により、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、核家族化や共働き世帯の増加による家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、支えていくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的・性的・

心理的虐待、養育の拒否・放任)に係る宮津市の 2024 年度(令和 6 年度)虐待受理件数は 12 件(実児童数 25 人)となっています。

いじめ・暴力行為や体罰についても常に注視すべき課題です。情報化の進展に伴って、SNS でのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じたり、不登校についても、どの子どもにも起こりうる課題という認識で臨むことが大切です。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童生徒に対する性暴力等、子どもにかかわる犯罪の増加、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たず、また、子どもの人権を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

1951 年(昭和 26 年)の「児童憲章」や 1994 年(平成 6 年)に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていません。

そうした中で、子どもの相対的貧困率は 2021 年(令和 3 年)時点で 11.5%であり、過去最悪の 16.3%から改善されてはいるものの、子どもの 9 人に 1 人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける環境を整備することが必要です。

今回の調査では、「子どものしつけのために、ときには体罰も必要だ」という意見に対して、『そう思う』は 20.1%と、『そう思わない』の割合(59.5%)を大きく下回っているものの、子育て世代である 30 歳代で『そう思う』の割合が 26.9%と、やや高くなっています。子どもへの体罰を容認する回答をさらに小さくする啓発が重要です。

【取り組みの方向】

(子どもたちが健やかに育つまちづくり)

「宮津市子ども・子育て支援事業計画」及び「宮津市教育大綱・第 3 期教育振興基本計画」に基づき、子どもや子育てが個々の家庭の中だけではなく、地域社会の中でしっかりと支えられ、見守られながら、子どもの成長を地域全体で喜び合い、共に分かり合うことのできる環境づくりを推進するとともにふるさと宮津に誇り

と愛着を持って活躍する人づくりを推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

（児童虐待対策の充実）

児童虐待をはじめ子どもの人権を侵害する行為がなくなるよう、引き続き保健、福祉、医療、教育、警察等関係機関との連携を深め、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組みます。

（いじめ、暴力行為、体罰等への対策）

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。いじめについては、宮津市いじめ防止基本方針に基づいた具体的な取り組みを推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みの充実を図ります。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取り組みを推進します。

体罰については、根絶に向けた教職員への研修の深化を図ります。

（不登校の子どもへの支援）

スクールカウンセラー等の配置を進めて学校の教育相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、教育相談室「こころのまど」における電話・来所・巡回などの教育相談の充実を図ります。

適応指導教室「こころのひろば」、小中学校の校内フリースクール、子どもの第三の居場所「みやづ子どもサポートセンター」がそれぞれ連携して、さまざまな課題や困難を抱える子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりを充実させるとともに、学校と連携した学習機会の提供や、さまざまな集団活動・自然活動を行う取り組みを推進します。

(子どもへの性暴力防止に向けた対策)

子どもたちが性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するためには、性犯罪・性暴力の加害者にならない、被害者にならないための「生命（いのち）の安全教育」をはじめとする生命の尊さを学び生命を大切にする教育や、SNS の活用による相談しやすい環境整備を図ります。

(啓発等の推進)

子どもは、保護される存在であると同時に、権利の主体であります。子ども自身の意見や思いを尊重し、子どもが自分らしく社会生活を送ることができるよう、子どもにかかわるすべての人が、子どもの最善の利益を最優先に考え、子どもの権利についての認識を深めるよう啓発を推進します。

4 高齢者

【現状と課題】

2040 年(令和 22 年)には団塊ジュニア世代が高齢者となり、高齢者の人口が3割を超え、社会保障やインフラの維持が困難になると想定されています。宮津市では、65 歳以上の人口の割合（高齢化率）が 2024 年(令和 6 年)9 月末で 44.3%と、国（29.3%）、京都府（2025 年3 月末：29.7%）を大きく上回る早さで高齢化が進んでいます。一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加するとともに、高齢者数がピークを迎える中、今後は認知症高齢者の増加が見込まれています。

また、介護を必要とする高齢者の割合は、2025 年(令和 7 年)3 月末で 26.4%となっていますが、介護保険施設や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、人権が侵害される問題が懸念されるところです。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、すべての高齢者が、生きがいを持って自分らしく、住み慣れた地域で暮らせる環境をつくっていくことが求められています。

今回の調査によると、「介護や介助を受ける高齢者があまり自己主張するのはよくない」という意見に対して、『そう思う』19.6%、『そう思わない』44.5%という回答結果でした。しかし、年齢別にみると、70歳以上での『そう思う』の割合が23.7%と、やや高くなっています。高齢者が自分の思いや願いを周りの人に伝えるのを抑制する傾向がうかがえます。

【取り組みの方向】

（宮津市高齢者保健福祉計画・宮津市介護保険事業計画に基づく施策の推進）

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、「第10次宮津市高齢者保健福祉計画・第9期宮津市介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの推進、認知症対策の推進、介護予防の推進、連携と支え合いの仕組みづくり、元気な高齢者の社会参加の促進、健康づくりの推進、適切な介護サービス等の提供、介護・福祉を支える人材の確保を推進します。

（権利擁護）

高齢者に対する虐待防止の周知・啓発を推進し、高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応を行うとともに、成年後見支援センターや運営協議会と連携し、日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的としたサービスや制度の利用促進を図ります。

（介護者支援）

家族介護者交流会や介護教室・研修会等の地域支援事業に取り組み、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

（社会参加）

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわらず「地域活動の担い手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援します。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいつくりの機会の充実を図ります。

(福祉のまちづくり)

障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備に努めます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、高齢者への理解を深めるとともに、地域住民やボランティア等地域全体で高齢者を支える仕組みづくりを推進します。

5 障害のある人

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、すべての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対しての誤解や偏見が生じ、差別的な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として発生しています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」を改正し、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2016年(平成28年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行されました。また、共生社会を実現するための取り組みを推進するため、事業者に対し「合理的配慮」の提供を義務付けることなどを内容とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(「改正障害者差別解消法」)が令和6年4月1日に施行され、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」などさまざまな法整備が行われています。

このような国内外の動きの中、地域における障害のある人の社会参加の確保など、地域で共生社会を実現していくことや障害のある人を個人として尊重する社会のあり方が強く求められるようになっていきます。

今回の調査では、「出生前診断で胎児に障害があるとわかった場合、産まないという選択をすることは、やむを得ない」という考え方に対して、市民の回答は『そう思う』43.6%、『そう思わない』9.4%、「どちらともいえない」45.3%でした。

判断を保留する回答である「どちらともいえない」が多いということは、出生前診断に関する情報を十分に持たない市民が多いといえます。

【取り組みの方向】

（宮津市障害者計画・障害福祉計画に基づく施策の推進）

すべての人が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享受するかけがえない個人として尊重され、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として社会活動に参加し、安心・快適な生活を送ることができる共生社会を実現するため、「宮津市障害者計画・第7期障害福祉計画」に基づき、ノーマライゼーションのまちづくり、自立に向けた支援体制づくり、地域生活を支える仕組みづくり、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

（権利擁護）

障害のある人に対する虐待防止の周知・啓発を推進し、宮津市障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人に対する虐待の防止や早期発見・早期対応・再発防止等に取り組むとともに、地域、専門機関による宮津市高齢者等虐待防止ネットワークの体制強化を図ります。

また、判断能力が十分でない知的障害又は精神障害のある人の権利を守ることができるよう成年後見制度の普及を図ります。

（社会参加）

障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくりや、障害者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を推進します。

働く意欲を持つ障害のある人が一般就労できるよう「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づき訓練機会を提供するとともに、宮津市障害者自立支援ネットワーク会議を通じ、関係機関が連携し、就労支援に取り組めます。

障害のある子どもについては、乳幼児期における障害の早期発見、早期療育の取り組みを進めるとともに、障害のある子どもやその家族に対して、乳幼児期から成人期までの一貫した支援ができるよう就学や進学等のライフステージに応じた関

係機関の相互連携を進めます。

（福祉のまちづくり）

「施設や病院から地域生活への移行の促進」「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を考慮しながら、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備に努めます。

（正しい知識の普及・啓発）

障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を促進するため、市の広報誌などを活用し、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

6 外国人

【現状と課題】

宮津市の外国人住民数は、2024 年(令和 6 年)12 月末で総人口 15,966 人に対し 226 人で、総人口に占める比率は約 1.42%と国（約 2.96%）、京都府（約 3.34%）の比率より低くなっています。国別では、ベトナムが最も多く、次いで韓国となっています。

新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言語、宗教、生活習慣等への理解不足から生じる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。

また、特定の国籍等の外国人を排除する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにもつながりかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

今回の調査では、「外国人労働者が増えると、治安や風紀が悪くなる」という意見に対する回答は、『そう思う』27.8%、『そう思わない』29.2%、「どちらともいえない」41.6%でした。肯定回答と否定回答がほぼ同じで、判断を保留する回答

である「どちらともいえない」が多くなっています。外国人市民との秩序ある共生のためには、さらなる情報提供を進めるとともに、外国人市民との交流の機会をつくっていくなどの多文化共生への理解を深める取り組みが必要です。

【取り組みの方向】

（秩序ある多文化共生社会の実現に向けた取り組みと啓発の推進）

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取り組みなど、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進め、外国人も地域で住民と一緒に安心して暮らせる秩序ある多文化共生社会を築きます。

また、秩序ある多文化共生のためには、一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国人等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、関係機関と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

（外国人市民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援）

外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援などの取り組み、また、市内に在住する外国人への支援として、やさしい日本語や多言語での行政・生活情報の発信、日本語教室の開催など、市民と外国人市民等が共に暮らす地域づくりのための取り組みを推進します。

学校においては、外国人児童生徒の正確な実態把握に基づき、個々の状況に応じた指導や支援を積極的に進め、日本の生活習慣や学校生活に適應できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな習得を図るための日本語指導に努めます。

また、外国につながりを持つ子どもについても、個々の状況を踏まえたきめ細かな配慮に努めます。

7 性的マイノリティ

【現状と課題】

性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象がどのような性別に向いているかを示すもので、性自認とは、自分自身の性別を自分でどのように認識しているかということです。性自認は「心の性」ともいわれます。

その性的指向及び性自認における性的マイノリティ（L G B T Q +）に対し、無関心や誤った認識が偏見や差別を生み、当事者が学校や職場で生きづらさを感じていることがあります。

2004 年(平成 16 年)には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。その後、性的マイノリティに対する理解の増進を図るため、2023 年（令和 5 年）に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T 理解増進法）」が施行されました。

また、学校に対しては、性的マイノリティの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

今回の調査によると、「自分の家族や親戚に同性愛者はいてほしくない」という意見に対して、『そう思う』は 45.3%、『そう思わない』は 27.2%と、肯定回答の割合が否定回答のそれを大きく上回っています。同性愛者に対する忌避意識は、依然として強いといえます。

【取り組みの方向】

（誰もが活躍できる多様性のまちづくりの取り組みと啓発の推進）

性的マイノリティに対する社会の理解は未だ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解を深め、性的マイノリティの方、性的マジョリティの方にかかわらず、誰もがお互いの人権や尊厳を大切にすることによって、生き生きとした人生を享受できるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

8 インターネット社会における人権

【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及やSNSなどさまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

こうした中、国においては2024年(令和6年)5月に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」が改正され、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」となり、対応の迅速化、運用状況（削除基準）の透明化を事業者に義務付けることとなり、人権侵害の減少が期待されるところです。

学校においては、インターネットやSNSの適正な使い方について学習を進めていますが、今後一層、その適正な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・啓発を推進していく必要があります。

【取り組みの方向】

（教育・啓発の推進）

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー（流通する情報を活用する能力）の向上を図り、市民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続き、フィルタリング（利用制限）サービスの利用啓発やSNS利用に関する注意喚起など、年齢に応じた教育・啓発を推進します。

(悪質な情報発信への対応等)

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、法務局や京都府等と連携して当該情報の削除要請を申し入れるなど個別的な対応を図ります。

また、警察や法務局、京都府等と連携を強める中で、青少年とその保護者を対象として設置されたネットトラブル相談や、被害者の対応に当たって、より効果的な助言等ができるよう取り組みます。

9 さまざまな人権問題

以上記述してきたほかにも、人権問題は、多様に存在します。

(1) ハンセン病

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、現在では有効な治療薬が存在し、早期の治療により障害を残すことなく完治する病気です。

ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきましたが、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の、名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が2001年(平成13年)に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年(平成8年)に廃止された後も、2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しています。

また、2009年(平成21年)には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

今回の調査では、「民間の宿泊施設がハンセン病の元患者の宿泊を断るのは、やむを得ない」という意見に対する回答は、『そう思う』13.8%、『そう思わない』45.0%、「どちらともいえない」39.0%と、否定回答が5割近くになっています。ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一刻も早く解消するため、積極的な啓発活動を推進します。

（２）エイズ（ＡＩＤＳ、後天性免疫不全症候群）

新規エイズ患者・ＨＩＶ感染者は減少傾向にあるものの、現在も全国で年間１,０００人程度の報告があります。

ＨＩＶの感染力は弱く、早期診断・早期治療を適切に行うことでエイズの発症を抑えることができ、通常の生活を送ることが可能であるではあるものの、ＨＩＶ感染者に対する偏見や差別は依然として存在しています。

今回の調査では、「エイズウイルス感染を理由に雇用しないのは、働く権利の侵害である」という意見に対する回答は、『そう思う』４９.４％、『そう思わない』１０.８％、「どちらともいえない」３７.３％と、肯定回答が５割になっています。

世界保健機関（ＷＨＯ）では、毎年１２月５日を「世界エイズデー」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・ＨＩＶ感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでいます。

また、学校教育においてエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

偏見や差別の解消や、ＨＩＶ感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・ＨＩＶ感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取り組みを推進します。

（３）難病

難病は、種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかるものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法（２０１３年（平成２５年）４月施行）では、障害者の範囲に難病等が加わり、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が２０１５年（平成２７年）１月に施行されました。

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に取り組みます。

（４）犯罪被害者等

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等がＳＮＳ等のインターネット上で書き込まれることなどにより名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されています。

宮津市では、2011 年(平成 23 年)に「宮津市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等の支援に取り組んでいます。

京都府や関係機関と連携を強化し、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等の置かれている状況等について、市民理解の促進を図ります。

また、犯罪被害者等への人権侵害が生じた場合は、法務局と連携し、人権侵害の解消に取り組みます。

（５）ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意志がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。

ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

今回の調査によると、「ホームレスの状態を続けているのは、本人の責任が大きい」という意見に対して、『そう思う』39.1%、『そう思わない』18.7%、「どちらともいえない」40.5%と、判断を保留する回答である「どちらともいえない」の割合が高く、肯定回答が否定回答を大きく上回っています。

多くの人は、公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じることから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

京都府と連携を図りながら、適切に自立支援を推進します。

（６）刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

今回の調査によると、「刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易に決まらないのは、やむを得ないことだ」という意見に対して、『そう思う』50.2%、『そう思わない』13.6%、「どちらともいえない」33.9%と、肯定回答が５割となっています。

無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっており、国においてハローワーク等を通じた総合的就労対策が行われているほか、京都府においても自立就労サポート支援が行われています。

こうした取り組みと併せ、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発活動を推進します。

（７）アイヌの人々、婚外子、識字問題

アイヌの人々については、民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発活動を推進します。

婚外子（嫡出でない子）については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に偏見や差別を受けることがないように、啓発活動を推進します。

教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字問題については、国、京都府の動向も踏まえ、各人権問題の状況に応じて取り組みを推進します。

（８）北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

今後も、市民の拉致問題への関心と認識を深めるため、国、京都府と連携し、周知、広報に努めるなど、市民に対する啓発活動を推進します。

（９）自己責任論と人権

自己責任とは、自分の行動や選択の結果について自ら責任を負うべきだという考え方であり、個人の自由や自立、自己決定を重んじる価値観の一つです。

しかし、貧困や失業、いじめなどといった社会的な課題により困難な状況に置かれた人々に対し、「それは本人の努力不足や選択の結果である」として一義的に捉え、社会的要因や当事者以外の要因による事象や背景を過小評価したり、無視したりする風潮があります。

今回の調査によると、「社会福祉に頼るより、個人がもっと努力する必要がある」という意見に対して、『そう思う』29.7%、『そう思わない』30.5%、「どちらともいえない」38.8%、「生活上の問題をかかえているのは、結局本人の努力が足りないからだ」という意見に対して、『そう思う』15.4%、『そう思わない』43.2%、「どちらともいえない」40.4%となっています。

また、「いじめは、いじめを受ける子どもにも問題がある」という意見に対して、『そう思う』16.5%、『そう思わない』53.6%、「どちらともいえない」29.0%、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いのは、高齢者の注意が足りないからだ」という意見に対して、『そう思う』22.2%、『そう思わない』48.2%、「どちらともいえない」29.0%となっています。

これらの回答を見ると、自己責任論にもとづく回答が一定数存在していること、また、問題解決に向けては、さまざまな視点や背景を考慮する必要がある中で、個人の問題とみるのか、社会的な課題とみるのか、その判断を保留するという回答も多くありました。

人権とは、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。すべての人が尊厳を保ちながら生活できる環境をつくりだすことは、社会全体の責任であり、自己責任の考えが強くなると、社会的な課題を個人の問題としてすり替えることにもなりかねません。

「自己責任」と「人権」のどちらか一方を重視することではなく、個人の自立と自己決定を尊重する価値観を認めるとともに、誰もが尊厳をもって生きられるように社会全体で支えるという視点も持てるよう、市民理解の促進を図ります。

10 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

(1) 個人情報の保護

【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

また、「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報取扱事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

【取り組みの方向】

(適正な取扱い)

「宮津市個人情報保護法施行条例」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、マイナンバー（個人番号）制度の実施に当たっては、宮津市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の規定により、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組めます。

(身元調査の防止)

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査、その内容によっては、結婚や就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり、市民や事業者が自ら身元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、市民や関係者への啓発を推進します。

宮津市では、2013 年(平成 25 年)4 月に、住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度を導入しており、この制度をさらに有効なものとしていくため、制度の周知、広報に努めます。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

ここで取りあげた人権問題のほかにも、安心して働ける職場環境の推進、自殺対策の推進、災害時の要配慮者への対応など、取り組みを推進する必要があります。

また、今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴いさまざまな人権問題が顕在化することも想定されます。宮津市としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的指針として取り組みを推進します。

第4章 人権教育・啓発の推進に関する施策

宮津市においては、人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、一人ひとりを大切にした取り組みを推進することとしています。

その手法については、法の下での平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、第3章で掲げた具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらした取り組みを進めるとともに、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対しても、広報誌みやづや宮津市SNSなどを活用し、社会的な関心の高い具体的な事象を人権の視点からとらえることなどにより、人権教育・啓発に取り組みます。

なお、人権教育・啓発は、人々の心のあり方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるように配慮しながら取り組みを進めます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 学校

【現状と課題】

2026年(令和8年)策定の「宮津市教育大綱・第3期教育振興基本計画」や「学習指導要領」に基づき、家庭・地域社会との連携や校種間の連携のもとで、あらゆる教育活動を通して人権教育を推進しています。

また、児童生徒の発達段階を踏まえて、体系的な人権学習ができるように、「人権学習資料集」や「人権学習実践事例集」「人権学習モデルカリキュラム集」等を活用しています。

社会状況の急激な変化とともに、子どもを巡る人権上の課題が非常に多様化・複雑化していることを踏まえ、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見を活かした支援やケアを受けて、新たな人権問題に適切に対応することが必要になっていきます。

これらのことを踏まえて、子どもが人権尊重の意識を高め、互いの個性や価値観の違いを認めて、自分を尊重し、他人を尊重する心をはぐくむとともに、自立的に社会に参画できるよう、今後も一人ひとりを大切にした教育を推進していくことが重要です。その際、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、現代の社会経済状況や学校教育を巡る今日の状況を踏まえた人権教育の一層の充実を図る必要があります。

また、すべての教職員が人権尊重の理念について理解・体得するとともに、経験豊かな教職員が持つ蓄積の継承を通じて経験の浅い教職員も不安なく人権教育に取り組めることが重要です。さらに、児童生徒が学習したことが知的理解にとどまることなく、効果的に人権感覚を高めることにつながるとともに、同和問題などさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践する技能や態度を育成するための教材の開発と共有が必要です。

【取り組みの方向】

（就修学の保障と希望進路の実現）

一人ひとりを大切にした教育を推進するために、児童生徒の実態を的確に把握して、教育の実質的な機会均等や基礎学力の充実を図り、就修学の保障と希望進路の実現を進めるように学校の組織的な対応の充実を図ります。

また、教職員がスクールカウンセラーや「まなび・生活アドバイザー」、関係機関等と協働して、子どもの人権を巡る実態に適切に対応できるように取り組みます。

（学習内容・指導方法）

新たな人権上の課題に対応した人権教育資料等を整備し、積極的に活用して、さまざまな人権問題に対する児童生徒の理解と認識を深めるとともに、小・中学校を見通した体系的な人権学習の一層の充実を図ります。

また、共生社会の実現や自分を尊重し他人を尊重する心をはぐくむことなどを目指して、主体的、協働的な学習や課題解決的な学習を取り入れるなど、時代の変化に的確に対応した教材作成に努めます。

さらに、道徳教育や「法やルールに関する教育」「いのちを考える教育」等と効果的に関連づけながら人権教育に取り組みます。

（研究実践成果の活用）

人権教育の指導内容・方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究実践を深め、成果を市内の各学校に波及させるよう取り組みます。

個別的な視点からのアプローチと普遍的な視点からのアプローチの組み合わせ、教科の学習と特別活動における人権学習の連動などの優れた実践を学校間で共有するための教材の作成などを通じて、人権教育の一層の充実を図ります。

（主体的活動や体験活動の実施）

社会を構成する一員としての自覚を高め、人権尊重の社会づくりに参画する意欲と能力を高めるために、児童生徒自らが主体的に活動する機会を充実させます。

家庭や地域社会などとの連携を深め、社会性や豊かな人間性をはぐくみ、自己有用感を高めるために、児童生徒の多様な体験活動の機会の充実に取り組みます。

（教育環境の整備と研修の深化）

児童生徒が安心して楽しく学ぶことができる環境を整えるため、教科等の指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを推進します。また、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取り組みを徹底します。

社会状況の変化を踏まえた学校における研修の推進に資するための教材等の作成に努めます。

（２） 保育所(園)・幼稚園・認定こども園

【現状と課題】

保育所(園)・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

保育所(園)・幼稚園・認定こども園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児とのかかわりの中で人権を大切にすることを必要とします。また、すべての職員が、人権問題についての知識・

理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

【取り組みの方向】

他の乳幼児とのかかわりの中で他人の存在に気付き、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つことなど人権尊重の精神の芽生えをはぐくむことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

すべての職員が、自ら高い人権意識を持ち実践できるよう、令和7年度に策定予定の「宮津市保育・教育の充実に向けた行動指針（仮称）」にも人権尊重を掲げ、研修などを通してより一層の人権問題や人権教育に関する認識の深化と指導力の向上に取り組めます。

（３） 企業・職場

【現状と課題】

企業（企業により構成される団体を含む。）・職場は、その企業活動・営業活動や、それによって生み出される製品やコンテンツ等を通じ、市民生活に深くかかわるとともに、地域の雇用の場を確保する等、地域や社会の構成員として人権の尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

宮津市では、宮津市企業人権教育推進協議会において、会員事業所を対象に人権啓発にかかわる研修会・研修視察等の開催や会員相互の連絡提携、職場における研修などについて、必要な指導と援助を行い、人権意識の高揚に努めています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化の中で、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することが必要であることから、その確立に大きな役割を果たす人材の育成や企業活動の実施に伴い取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理のほか、我が国をはじめ、事業展開する世界各地の状況に応じた人権への配慮が必要です。

また、企業は事業活動が人権へ与える影響を特定・評価し、予防軽減策を講じる人権デュー・ディリジェンスを実施し、人権侵害が発生したときには適切な救済を提供する責任があります。

勤労者が人権について学ぶためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、

経営環境が厳しい中でも、雇用・労働条件や労働安全衛生などが低下することのないよう配慮することが重要であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるといった認識が企業・職場内に定着していくことが必要です。

一方で、採用面接時に不適切な質問を行う事例が発生するなどしており、応募者の適性・能力のみを基準とした公正な採用選考を徹底していく必要があります。

【取り組みの方向】

各企業においては、それぞれの立場での人権教育・啓発が実施されており、今後とも、人権が尊重される明るい企業づくりや、就職の機会均等を確保するため、企業・職場が実施する人権研修等に対し、有益な情報の提供などに努めます。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させるためにも、職場内で人権が尊重されるよう、公正な採用選考についての啓発を推進します。

また、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう、企業内人権啓発推進員の設置を促すとともに、その資質の向上に努めることができるよう、研修や自主的な取り組みに対し、有益な情報の提供などに努めます。

（４） 地域社会

【現状と課題】

地域社会は、地域の人々が共に助け合いながらつながりを持つ場であり、さまざまな人々との交流を通じて、責任感や協調性を高めるとともに人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。また、子どもが身近な人々からの愛情や信頼、期待などを実感し、さまざまな経験を通して安心や自信、誇りや責任感をはぐくむ大切な場でもあります。

地域社会において効果的な人権教育・啓発を推進するためには、地域の実情に応じた学習機会の提供が必要です。

しかしながら、2025 年(令和 7 年)実施の「人権に関する意識調査」において、小学校から高校までの間に人権教育を受けたことがあるが内容をよく覚えていな

い、受けたことがない人の割合は、67.1%であり、人権教育が十分に届いていない人々が存在するという状況にあります。

生涯の各時期に応じてあらゆる機会や場を通じて充実した人権学習を進めるための学習教材の整備や、社会性や人間性をはぐくんだり人権尊重の心を培う機会として多様な体験活動等の機会が必要です。

また、さまざまな人権問題の解決に向けて学習活動を実施する上で、社会教育関係職員及び指導者の資質の向上を図ることが必要です。

【取り組みの方向】

（学習機会の提供）

同和問題などさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館や杉末会館を拠点として、人権に関する多様な学習を実施します。

（学習教材の作成・整備）

生涯の各時期に応じて、各種団体における人権学習を充実させるため、人権問題に関する視聴覚ライブラリーの充実に努めます。

（多様な体験活動の実施）

学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性をはぐくむため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

（５） 家庭

【現状と課題】

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎をはぐくみ、社会性を育てる上で重要な役割を担う場です。

一方で、子どもの虐待や非行などの子どもを巡る問題、ドメスティック・バイオレンス、高齢者や障害のある人への支援の不足など、家庭の問題は多様化・複雑化しています。

また、核家族化による家族構成の変化や地域とのつながりの希薄化等の影響を受

けて、保護者が身近に相談できる相手を見つけることが難しいというような孤立の傾向や、ひとり親家庭の増加や貧困など、家庭教育を行う上で困難な条件がいくつも指摘されています。

そうした中で、子どもへの関わり方に悩み、孤立し、そのストレスから暴力や虐待につながるといった人権侵害に当たる事案が増加しています。

家庭において、親子ともに日常生活における人権感覚を涵養するため、学習活動の支援、サポート体制の充実、ネットワークづくりの推進等により家庭教育を支援する必要があります。また、地域や学校等さまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚をはぐくむことが求められています。

【取り組みの方向】

（家庭支援や学習機会の充実）

子育てに不安や悩みを抱きながらも、身近に相談する相手がいない等の理由で孤立している保護者等が身近な場で交流や相談ができるよう、ネットワークづくりを推進します。

すべての教育の出発点である家庭教育の充実を図るため、その担い手である保護者自身が学ぶための学習機会の充実や情報の提供に取り組めます。

（相談体制の充実）

家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、京都府家庭支援総合センター、児童相談所、学校、民生委員・児童委員等の関係機関との連携を一層強め、相談活動機能の充実を図ります。

（関係職員の資質の向上）

これらの業務を担う関係機関職員などに対する研修の充実による資質の向上を図り、家庭教育を支援する機能の強化に努めます。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

この計画の取り組みを推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、この計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、教職員・社会教育関係職員、医療関係者、保健・福祉関係者、消防職員、市職員、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて、人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

(1) 教職員・社会教育関係職員

【現状と課題】

学校における教育の担い手である教職員は、未来を担う子どもの人権を尊重して子どもの自己実現や幸福追求を効果的に支援するとともに、子どもの人権意識の高揚を図る上で、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権感覚、高い人権意識を持つことや人権教育に関する指導力を向上させることが不可欠です。特に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰根絶に向けた取り組みや教職員研修を徹底することが必要です。

また、教職員の大量退職・大量採用のもとで、教職経験の多寡にかかわらず高い人権意識をもった教職員を育成するために、同和教育の中で積み上げられてきた成果や手法への評価を踏まえ、その継承と発展を図るとともに、子どもの心理面や福祉面についての専門的知見も取り入れながら、人権教育に取り組むことが必要です。

地域社会における人権教育の担い手である社会教育関係職員は、それぞれの地域における人権学習を積極的に推進していく指導者としての資質の向上を図ることが必要です。

さらに、社会状況の急速な変化とともに、人権問題が多様化・複雑化する中で、教職員・社会教育関係職員がそれらに適切に対応できるように、研修を深めることが必要です。

【取り組みの方向】

（教職員の資質向上）

各学校における教職員研修を日常的・系統的に推進するとともに、教職員の主体的な研修を促進します。そこで、子どもへの深い愛情や教育への使命感とともに、人権に関する知的理解を深め、確かな人権感覚を磨き、自他の人権を守ろうと行動する人権意識を高め、同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けた実践的な指導力を向上させる校内研修を実施するための研修用ハンドブック・指導資料等の作成・配布や積極的な活用を推進します。いじめの未然防止・早期発見・早期対応や体罰の根絶のために、個々の教職員の認識を深めるとともに、組織的に教育活動に取り組む意識の醸成を図ります。

また、初任期にある教職員については、京都府総合教育センターが実施する体系的・計画的な人権教育の研修講座を積極的に受講します。

さらに、今日の社会・経済状況を十分に踏まえた人権教育の推進のための研修や現地での研修を通じて、認識を深め視野を広げるような機会の充実を図っていきます。また、さまざまな人権問題の実態に適切に対応できるように、スクールカウンセラー・「まなび・生活アドバイザー」などの専門家との協働や専門家による研修などを通じて、教職員の力量を高め、資質の向上を図ります。

私立幼稚園の教職員についても、人権意識の高揚が図られるよう取り組みを要請するとともに、人権教育資料の提供を行うこととします。

（社会教育関係職員の資質の向上）

地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として資質向上を図るための研修の一層の充実を図ります。

（２） 医療関係者

【現状と課題】

医療従事者は、患者のプライバシーへの配慮など人権に対する深い理解と認識が求められる立場にあります。

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士・作業療法士等が所属する医療機関や医療関係団体等において、人権意識の高揚に向けた取り組みが行われています。

医師、看護師などの医療従事者は、患者の診断、治療などを通じて、個人のプライバシーに立ち入ることが多いことから、プライバシー保護など人権に対する深い理解と人権に配慮した対応が求められています。

【取り組みの方向】

医療従事者に対する人権教育や研修の一層の充実が図られるよう、医療機関や医師会、看護協会等の医療関係団体への要請に努めます。

（３） 保健福祉関係者

【現状と課題】

市民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多い保健・福祉関係職員に対して、人権意識の高揚に向けた研修を行っています。

保健福祉関係者の日常業務は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識の上に、人権に配慮した対応が求められます。

【取り組みの方向】

社会福祉施設等における高齢者や障害のある人に対する虐待事案が発生しないよう、保健・福祉関係者に対する人権研修の充実に努めます。

（４） 消防職員

【現状と課題】

地域住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守る消防職員の任務は、市民生活と密接に関わっており、その遂行に当たっては、人命の尊重に加えて、被災者や傷病者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります。

豊かな人権感覚を身に付け現場等で適切な対応ができるよう、人権意識の高揚に向けた研修をより一層充実させることが必要です。

【取り組みの方向】

消防職員が人権に関する正しい知識を修得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応が行えるよう人権研修の充実に努めます。

（５） 市職員

【現状と課題】

公務員には、一人ひとりが確かな人権感覚を身に付け、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、特に社会・経済情勢の急速な変化の中で顕在化・複雑化している人権に関するさまざまな課題を的確にとらえ、これらについて、より広く、より深く認識し、その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

市職員については、人権尊重の理念や同和問題（部落差別）などさまざまな人権問題の本質を十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に向けて主体的に取り組む人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図るために職員研修を実施しています。

【取り組みの方向】

市職員については、職務内容に応じた人権研修を一層推進するとともに、より高い人権意識の醸成を目指すため、積極的な職員研修への参加を促します。また、地域社会においても同和問題などさまざまな人権問題の解決に向けて積極的な役割を果たすことができる職員の育成に取り組めます。

（６） メディア関係者等

【現状と課題】

メディアは、市民生活と密接にかかわることから、市民の人権尊重の意識を形成する上で大きな影響力を持っています。

メディアは人権教育・啓発の推進を図る上で極めて有効な手段である一方で、誤って報道・情報発信等された場合など、その権利侵害は非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、人権に常に配慮することが必要です。

なお、国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第３フェーズ

(2015 年(平成 27 年)～2019 年(平成 31 年))において、ジャーナリストやメディア関係者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進保護における役割に光を当て、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調することとされています。

【取り組みの方向】

宮津市では、市民に対して人権尊重の働きかけを積極的に行えるよう、メディア関係者や情報発信者への要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道、情報発信等が行われるよう促します。

3 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、さまざまな人権に関する課題について、正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく人権問題に関する指導者が大きな役割を果たします。

今後とも、指導者研修に内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導力の向上に努めるとともに、社会状況の変化に伴うさまざまな人権問題についての理解と認識を深めるなど、指導者の資質の向上を図ります。

4 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の充実・情報収集に努めます。

5 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたり長期的に取り組むもので、幼児から高齢者まで幅広い年齢、さまざまな立場の人を対象とするものであることから、対象者の理解の過程に応じて、生涯学習の視点に立って、継続的に実施していく必要があります。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、発達の段階や地域の実情等に応じ、幼児期から家庭・学校・地域社会のすべての領域において、学校教育と社会教育が相互に連携を図りながら推進していきます。

人権啓発については、憲法週間（5月1～7日）、人権強調月間（8月）及び人権週間（12月4～10日）に関係機関と連携し、重点的な取り組みを行い、人権尊重に関する社会的気運の醸成を図ります。また、さまざまな人権問題を身近な問題としてとらえ、その解決に向け自主的な行動ができるように各種行事を通じ啓発活動の推進に努めます。

6 京都府・近隣市町村及び関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するために、京都府、近隣市町村及び関係団体等と連携・協働しさまざまな人権教育・啓発活動に努めます。

第5章 人権教育・啓発の推進に関する視点

この計画における人権教育・啓発は、これまで取り組んできた成果を踏まえ、次の点に留意して推進します。

1 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

だれもが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身に付けることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切り開いていく力を伸ばすための取り組みを推進します。

また、人種、国籍、信条、性別、性的指向・性自認、障害、年齢、出身地、経歴等のさまざまな違いにより不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切にすることと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切にした取り組みを推進します。

2 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、そのための学習環境や学習機会等を整えることでもあります。市民が、それぞれの状況に応じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法を取り入れることなどにより、生涯のあらゆる機会を通じて人権について学ぶことができるよう取り組みを推進します。

3 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深くかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付けることができるよう取り組みを推進します。

また、これまではぐくまれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

第6章 計画の推進体制・施策の点検

「宮津市人権教育・啓発推進本部」を設置し、総合的にこの計画を推進します。

この計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、この計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。

また、関係団体、企業、民間団体等におけるそれぞれの立場や実情に応じた自主的、積極的な取り組みの展開を期待しつつ、行政と各実施主体が協働して推進する体制の構築を目指すとともに、広域的な啓発推進の立場から京都府や近隣市町村と連携を図ります。

この計画の進捗状況については、適宜、外部の有識者により構成する宮津市人権教育・啓発推進検討委員会からの意見を聴取し、施策の改善等に努めます。

宮津市人権教育・啓発推進計画（第3次）

2026年（令和8年）3月

発行 宮津市

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手 345-1

電話 0772-22-2121(代)

FAX 0772-25-1691

Email jinken@city.miyazu.kyoto.jp